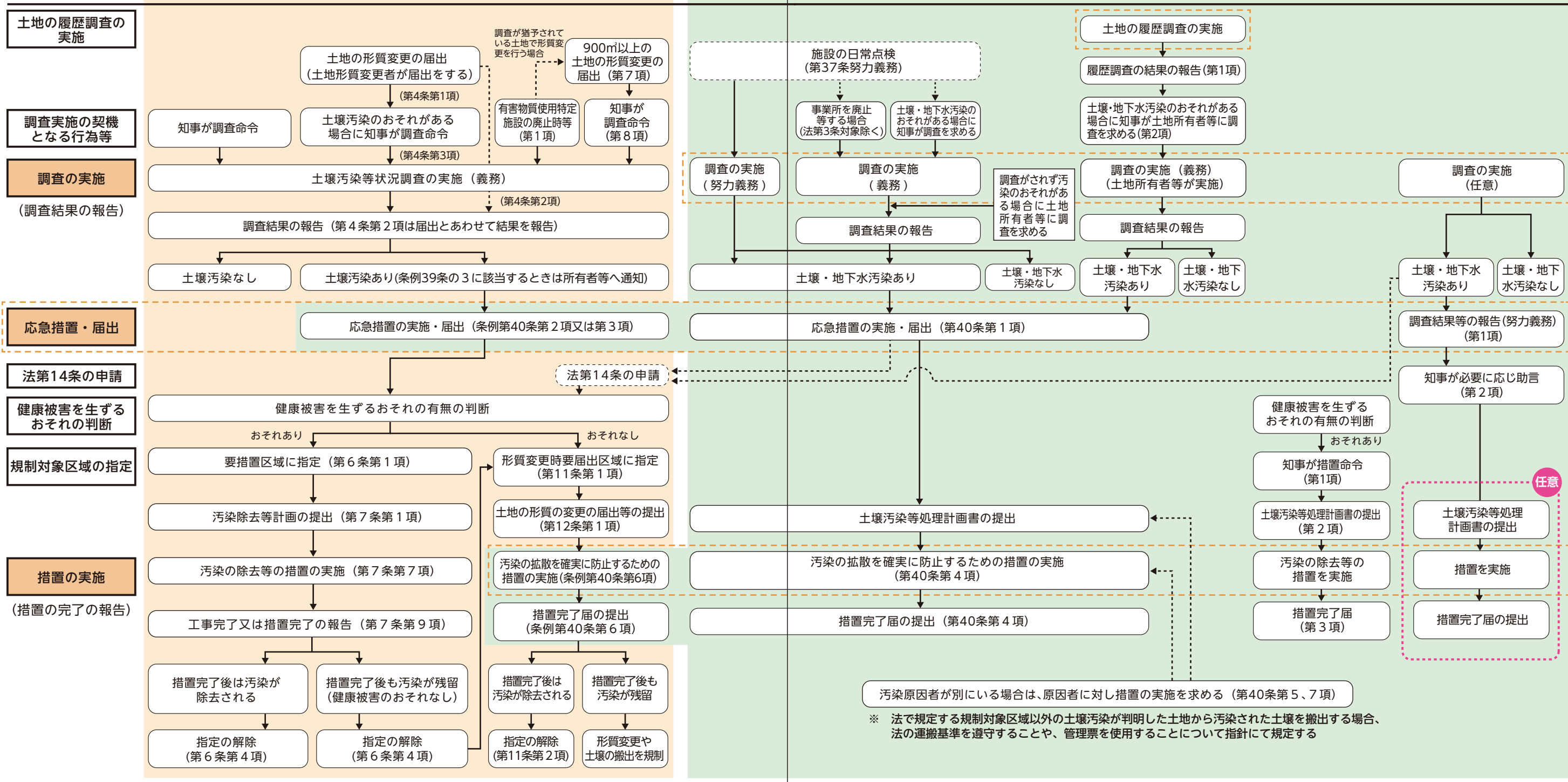


土 壌 汚 染 対 策 法 (Soil Contamination Countermeasures Act) | 県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (Ordinance for the Protection and Improvement of the Living Environment of the People of the Prefecture)

第 5 条 | 第 4 条 | 第 3 条 | 第 39 条 第 1 項 | 第 39 条 第 2 項 | 第 39 条 第 3 項 | 第 39 条 第 4 項 | 第 39 条 の 2 | 第 41 条 | 第 45 条

対象となる土地	土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地	形質の変更を行う一定規模 ^注 以上の土地	有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地	特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地	形質の変更を行う一定規模 ^注 以上の土地	土壌・地下水汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地	法及び条例に基づく調査義務の対象外となる土地	
対象となる者	土地所有者等	土地所有者等 (法第4条第2項に係る調査は、形質の変更を行おうとする者)	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者	土地所有者等	土地形質変更者 土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者	自主調査の実施者 (又は土地所有者等)



※ 規制対象区域から汚染土壌を搬出する場合、汚染土壌処理業の許可を受けた者に委託しなければならない等の規制が課される

注 一定規模について
有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地においては、900㎡
それ以外の土地では、3,000㎡ (法第3条第7項の対象を除く)

※ 法で規定する規制対象区域以外の土壌汚染が判明した土地から汚染された土壌を搬出する場合、法の運搬基準を遵守することや、管理票を使用することについて指針にて規定する